

第 7 章

中国の雇用と社会保障

澤田ゆかり

要約：

中国では計画経済から市場経済へと転換するなかで、労働市場が形成され、雇用の流動化と柔軟化が進んだ。労働法や雇用に関わる制度改革は、こうした変化に対応するための過程であった。労働者の保護については、労働保障観察制度が実施され、政労使の三者協議が制度化された。社会保障制度もこうした雇用制度改革に影響を受けており、従来の企業ベースの社会保険から個人積立型の社会保険を中心としたソーシャル・セーフティネットが新たに設計された。ただし現状では農民や非正規雇用者が事実上そこから排除されている。このため新たな雇用形態と社会保障をつなぐ制度の構築が急務である。

キーワード：

中国、雇用、労働法、社会保険

はじめに

中国では市場経済の導入とともに市場親和的な改革が実行された。その特徴は、既存の政治体制を維持したままの下部構造からの変革であった。1990

年代には中国の市場化の試みはロシア・東欧の「ショック療法」と対照的な漸進型改革として取り上げられ、その高度経済成長に寄与するものと評価する論者も少なくなかった(丸川[1999])。しかし中国の漸進型改革は当初から計画されたものというよりも、ロシア・東欧とは違って政権交代を伴わなかったために、結果として計画経済期の既得権益を最大限に保護することになった、という側面をもつ。すなわち「機会の平等なき市場原理の推進」だったといえる。

本研究では、こうした条件のもとで(1)雇用関係がいかに変化したか、それが(2)社会保障制度の改造にどう影響したのかを探る。そのための準備作業として、本稿では第1節で先行研究を概観したうえで、第2節では雇用関連法規の整備とその周辺事情を、第3節では雇用とつながりの深い社会保障制度改革を検討し、分析枠組の整理をおこなう。

第1節 雇用と社会保障改革に関する先行研究

現代中国研究は、中国政府の政策面での位置づけに大きく影響される。雇用と社会保障に関する研究も例外ではない。1989年の天安門事件により中国の市場化はいったん減速するが、92年に鄧小平が「南巡講話」を発表してからは逆に加速がかかった。上記分野の学術研究もこれを反映して、計画経済から市場経済への転換をどのように推進すべきかを提言するものが多い。ここでは理論的な枠組の構築よりも、市場化によって生じた新たなリスクへの対応方法を論じることに目的がおかれがちである。

こうした状況から、1990年代の中国での雇用と社会保障の研究は、なによりもまず市場化による経済成長を前提にしており、これを否定するものは見られない。ただしそれらの研究を市場化の推進派と慎重派に分類することはできる。推進派は、リスクへの対応が機能不全に陥る原因を計画経済期の遺制と既得権益集団に求める。したがって解決方法は、さらなる市場化の徹底

であると主張してきた。これに対して慎重派は、市場原理の追求こそが改革の目標達成を阻む原因だと見なす。前者は経済学者が中心で、国家体制改革委員会のような経済制度の改革を目的とする政府系シンクタンクを活動の場に行っている。後者は社会学者が多く、政府内で実務を担当する既存の省庁（労働社会保障部、衛生部、人事部など）や国務院発展研究センター社会発展研究部で研究プロジェクトを発表した。いずれも海外の研究動向や国際機関と共同研究や受託研究を行っている。

次にこの分野の主要な研究テーマと代表的論者を概観しよう。まず雇用に関しては膨大な研究蓄積があるが、とくに社会保障制度と関わるものとしては、国有企業の民营化を背景にした雇用調整の分析が挙げられる。これは1990年代後半に盛んになった。たとえば楊宜勇と辛小柏は「下崗（レイオフされた）」労働者の実態調査を通じて、新たなセーフティネットの必要を訴えている。（楊宜勇、辛小柏[1999]）。また政府直属の研究機関である労働社会保障部の労働科学研究所は『就業藍皮書』シリーズで雇用問題を幅広い視角で分析している。2002年版では雇用調整と失業、女性や障害者の就業、農村からの出稼ぎ労働の現状を取り上げ、職業訓練と労働市場の可能性について検討をおこなった（莫[2003]）。

2000年以降の研究動向としては、非正規就業の問題が挙げられる。非公有制の都市零細サービス業による臨時雇用やパート労働は、上記の国有企業をリストラされた労働者の再就職先として注目され、雇用機会の創出の面が強調されている。しかし零細企業や自営業での雇用の脱法性（劣悪な労働環境や賃金・社会保険の不払い、不当解雇）も指摘されるようになり、既存の社会保障制度との不整合にも研究者の目が向いた（莫[2003:157]）。雇用の創出という肯定的な面から「労働の非正規化」を評価する分析の代表例としては、全国婦女連合会と国家統計局が共同でおこなった第2期全国女性社会地位サンプル調査に基づく李軍峰[2005]の研究が挙げられる。李は中国と諸外国との比較をおこない、中国の特徴として農村 - 都市間の戸籍制度が出稼ぎ労働者を非正規労働に追いやること、また他国とは異なり男女の間で非正規労働

に従事する比率に差はほとんどないことを明らかにした。

出稼ぎ労働者の劣悪な労働環境が研究者の関心を集めたもう一つの要因としては、労働市場のミスマッチが存在する。とりわけ 2002 年から華南や華東での現場の作業員や接客員の不足（「民工荒」）が問題となった。この現象はまず私営企業や外資系企業など非公有セクターで見られたが、2005 年からは国有企業にも拡大した。その原因としては一人っ子政策による若年人口の減少や胡錦濤 - 温家宝体制の打ち出した農業減税による労働力の農村回帰が考えられる。しかし政府系機関の研究者が指摘したのは、低すぎる賃金水準と不安定な雇用であった（労働和社会保障部課題組[2004]）。この報告書は対策として、政府が関与を控えてさらなる労働市場の整備を進めることを提起している。

労使関係や労働争議に関しては、市場経済の導入によってまず外資系企業での労働組合の存在意義が問題になった。労働組合は中国共産党の関連組織であるため、公有制企業では経営者と労働組合が一体化していた。政府の定めた賃金表で賃金が決まり、終身雇用が保障されている状況下では、労働組合の活動は社内の娯楽提供や親睦交流に限定された。しかし労働市場が形成されるにつれて、まず改革・開放後に中国に進出した外資系企業での労働組合の意義が問われるようになり、それが公有制企業をも対象とする研究に広がった。

たとえば張彦寧は、経営管理の視角から法律と実例を駆使して、現状分析をおこなった（張[2005]）。いっぽう莫榮は中国の団体交渉をスウェーデンとアメリカのそれと比較して、使用者側の責任があいまいであることを指摘した（莫[2004:94]）。データについては労働組合と労働争議の基礎資料として、国家統計局人口和社会科技統計司・労働和社会保障部規画財務司が編集する『中国労働統計年鑑』と中華総工会研究室編『中国工会統計年鑑』がある。

最後に日本での先行研究を紹介する。雇用制度の歴史と実態については、山本[2000]が代表例になろう。山本の著作は中国革命から 2000 年までの変遷を丁寧に調査分析した力作である。丸川[2002]は改革開放期の労働市場の

形成を分析して、国有企業改革にあたっての政府の指導力を評価している。さらに改革開放初期の農村の余剰労働力を取り上げ、生産請負制によって顕在化したという既存の学説に対して、農業生産性が決定要因であることを主張した。伊藤[1998]も改革・開放の中での労働市場の形成過程を分析したものである。伊藤の研究は、労働市場の需要と供給の変化、外国直接投資の影響、職業訓練を含む人材育成、賃金決定と失業問題から人口移動まで幅広く検討している。

出稼ぎ労働者については、大島[2003]が日系企業を中心に独自データを集積して研究を発表している。厳善平[2005]も同じく出稼ぎ労働を扱っているが、主として農村から都市への移動のメカニズムに着目した研究である。いっぽう佐藤宏[2003]は都市の貧困問題を分析する際に、労働市場の分断による階層分化とインフォーマル部門に言及し、計画経済期からの既得権益の影響を指摘した。

労使関係と労働組合の研究では、上原[2000]が国有企業の労使関係を対象にして、企業改革によって一般労働者の地位が相対的に低下したことを指摘し、共産党が経営者の側に立つことを論じている。馬[2000]は日系企業の抱える労働問題を扱うとともに、労働争議の調停制度の仕組みを紹介している。この他、近年の労働力不足については、稲垣[2005]が先行する要因分析を総括したうえで、若年女子労働の供給が最も逼迫していることを明らかにした。

以上の先行研究から、中国の雇用と社会保障の関係を論じた研究は、1990年代中頃までは国有企業改革を分析することを目的としていた、ということが分かる。ところが国有企業改革が収束するにともなって、出稼ぎ者やリストラ経験者を新たな社会保障を必要とする不安定な高リスク集団ととらえる研究も浮上してきた。2003年に成立した胡錦濤政権は「調和のある社会」(原文「和諧社会」)をスローガンとして打ち出して、格差拡大による社会的不安への警戒を示していることから、非正規就業でのインフォーマル性やこれに対応する社会保障制度は、社会的弱者の権利と救済の一環として重要な課題となるであろう。

第2節 雇用・労働法規

1. 労働法の整備

中国の労働法規は、1979 年以降に市場経済を導入したことで大きく変化した。計画経済の時代には、都市労働者は公有制企業で終身雇用を保障されていた。しかし農村企業（郷鎮企業）や外資系企業では、農民を契約ベースで期限付き雇用する事例が多く見られた。これにより非公有企業は人件費を大幅に圧縮することができたため、結果として市場での競争に敗れた国有企業の赤字が累積した。

国務院は以上の変化に対応すべく 1986 年に規定を公布して、以後の国有企業の新規採用はすべて終身雇用ではなく契約ベースでおこなうことを定めた。またいったん国有企業に雇用されても失業する可能性が出てきたため、従業員の基本給の 1 % が失業保険料として徴収された。これらの規定は「国有企業が労働契約制度を実施するにあたっての暫定規定」と「各種の理由により解雇される労働者の待業保険制度」、「労働者採用における公開募集」および「規律違反労働者の除籍処分」で、新労働 4 法と呼ばれた（山本[2000: 331]）。

以上の方法は「新人は新しい方法で、旧人は古い方法で」（新人新弁法、旧人旧弁法）という当時のスローガンからも分かるように、すでに終身雇用を約束された者の既得権益を保護するものであった。しかも契約労働者の待遇は終身雇用者に準じており、雇用契約は自動的に更新されたので、実態としての差は小さかった。この状況が急転するのは、国有企業改革が本格化した 1992 年以降である。

1994 年 7 月 5 日に採択された「中華人民共和国労働法」は、終身雇用に終止符を打ち、すべての労働者を契約制に切り替えることを義務づけた。この法律は 1995 年 1 月から施行され、赤字国有企業の人員整理に道を開いた。これ以降、労働法に関連する法規の公布と修正が続くことになる。労働者保

護に関わる主要なものとしては「従業員勤務時間に関する国務院の規定」(1994年)「未成年労働者特殊保護規定」(1994年)が挙げられる。また新しい労働法は労働市場の育成を通じて労働力の流動化を招いたことから、「職業紹介サービス規定(試行)」(1998年)も整備された。さらに、それまで転職の障壁となってきた職場が提供する福利厚生や養老制度や医療サービスが、企業経営から切り離されて独立した社会保険基金や医療機関へと生まれ変わった。これにより労働力の流動性がさらに高まったが、法律面からも新たな社会制度に対応する必要が生じ、「社会保険料の徴収に関する暫定条例」(1999年)「失業保険条例」(1999年)「労災保険条例」(2003年)が次々に成立した。

賃金に関しては、労働法成立以前の1993年に労働部が「企業最低賃金規定」(1993年)を公布していた。しかし労働力不足の影響もあり、2004年1月20日には新たな「最低賃金規定」(労働社会保障部令第21号)が公布(施行は同年3月1日)された。新しい規定は雇用の柔軟化と非正規化に対応する目的をもち、社会保険改革とも深く関わっていた。たとえば新規定は1時間単位の最低賃金基準を公示したている。従来は月単位の最低賃金しか定められていなかったが、2004年の規定は月単位とは別に1時間単位を設けたことで、時給契約のパート労働者の最低賃金を保障することが可能になった。また時間単位で最低賃金を計算する場合は、まず月単位の最低賃金を1時間当たりに換算し、その後に使用者が納付すべき基礎養老保険と基礎医療保険を加算することが定められた。

さらに最低賃金の対象となる時間についての制限が強化された。残業時間や高温や坑道での作業など安全性に応じた特別手当は最低賃金の計算対象に含まれないことが明記された。第6条には「1時間当たりの最低賃金を確定、調整するにあたっては(中略)非全日制労働者が、仕事の安定性や労働条件、労働強度、福祉厚生などの面で、全日制従業員との間に差があることに配慮する」という文言が示されている。その一方で、1993年規定では「法定時間内」とされていた最低賃金の計算対象時間が、2004年規定では「法定時間ま

たは労働契約で定めた時間」になり、労働契約の重要性が高まった（労働和社会保障部 [2004b]、周[2004]）。

調整の頻度についても、2004 年規定は少なくとも 2 年に一度の見直しを義務づけている。その主体は第 7 条により、各地方政府（省・自治区・直轄市レベル）が行うことになっており、中央政府はその報告を受ける。したがって地方によって差が生じる。ここで全日制従業員の最低賃金水準がほぼ同じ北京、上海、深圳の沿海 3 大都市を見てみると、全日制に比べて非全日制にばらつきがあることが分かる（表 1）。北京の非全日制労働者の最低賃金には社会保険料が加算されているが、それでも月給でまったく同じ水準の深圳特区外の 2 倍以上である。上海は社会保険料を含まない状態で、深圳特区内の非全日制労働者の 1.5 倍になっている。

表 1 沿海大都市の最低賃金

(単位: 人民元)

		北京	上海	深圳	
				特区内	特区外
全日制従業員	時給	3.47	4.13	4.13	3.47
	月給	580.00	690.00	690.00	580.00
非全日制労働者	時給	7.30	6.00	3.97	3.33
	休日	16.50			

(注) 北京の非全日制労働者の最低賃金は社会保険料(養老、医療、失業)を含む。

上海と深圳の全日制従業員の時給は、月給から北京に準じて 21 日 × 8 時間で算出。

(出所) 李淑国[2005]。

労働者の保護に関しては、2004 年 12 月 1 日から「労働保障監察条例」が施行された。労働者の権利の保護に関しては、すでに 1994 年の労働法にもとづいた「労働保障観察制度」が施行されており、労働監察員が社会保険料

の未納や賃金の未払いについて企業の監視をおこなってきた。2003 年に全国の労働保護監察機構が処理した案件は 26 万 3567 件に上った。うち社会保険監察対象となった企業は 110 万 7000 社で従業員は 7987 万 4000 人に上った（国家統計局人口和社会科技統計司、労働和社会保障部規画財務司編[2004:524]）。しかし賃金の未払いや長時間労働とそれに端を発する暴力事件が頻発し、大きな社会問題となっていた。表 2 に示した労働保障監察機構の監察の理由からも、賃金と契約違反が最も深刻であったことが分かる。

表 2 労働保障監察の実施状況(2003 年)

監察の理由	案件数	比率
養老保険の徴収	41,490	15.7%
失業保険の徴収	15,492	5.9%
医療保険の徴収	5,136	1.9%
職業仲介	6,305	2.4%
女性の労働保護	2,114	0.8%
労働契約の締結 / 破棄	64,264	24.4%
保証金の徴収	23,617	9.0%
賃金のピンハネ / 未配・遅配	89,348	33.9%
最低賃金の支払	7,463	2.8%
労働時間 / 休暇・休息	11,987	4.5%
職業資格 / 訓練	10,893	4.1%
その他	13,621	5.2%
総数	263,567	

(注)重複案件のため、総数は合計値と一致しない。

(出所)国家統計局人口和社会科技統計司、労働和社会保障部規画財務司編[2004:523]。

すでに 2004 年 11 月 4 日に労働社会保障部は「建設産業における季節労働者給与支払管理暫定規定」を発表し、賃金の未払いや手配師による中間搾取

を禁止する通達をおこなっていた。労働保障監察条例は、規定が具体的に依拠できる法的根拠を提供したのである。

その主要内容は、(1)労使双方に法規または規則違反を行政に通報する権利を与え（第 9 条）(2)監察の対象となる事項（事業主の内部労働保障規則の制定、契約の締結と内容、労働時間、最低賃金を含む給与支払の状況、社会保険の加入と保険料の納付ほか）を明らかにし（第 11 条）(3)労働保障監察のための立ち入り検査を行い、必要な資料提供を受ける権利を行政部門に認めた（第 15 条）。また(4)監査の立案から 60 日以内に調査を完成させることが義務づけられた（第 17 条）。

第 4 章（第 23 条から第 26 条）は、違反行為への罰金（労働者 1 人あたり 1000 元以上 5000 元以下）の対象となる事項を列挙している。特に重要なのは労働契約の締結を義務づけた第 24 条と、賃金の不当な未払いや中間搾取また最低賃金を下回った場合に関して、未払い賃金の 50%以上 2 倍以下の賠償金を請求する第 26 条である。社会保険料については使用者が支払いを軽減するために、計算根拠となる従業員数や賃金総額を過少申告した場合には、隠蔽した賃金額の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を課すことが、第 27 条に定められた。さらに第 29 条は労働組合を組織する権利を保障した。すなわち労働組合での活動を理由に、使用者が従業員の配置転換をおこなったり労働契約を解除したりすることを禁じた。

2．労働組合法・集団契約規定・団体交渉権

社会主義革命後の中国で最初の労働組合法（工会法）が成立したのは 1950 年であった。1949 年の社会主義革命により、中国の労働組合は共産党と政府に準ずる機関となり、全国中華総工会のもとで一元的な管理が行われた。企業の労働保険（当時の社会保険）は、中華総工会が積立に責任を負った。しかし文化大革命が起きると、1967 年 1 月に中国共産党は総工会の資金を凍結し、下部の組合組織に対する指導機関としての活動を停止させた。この結

果、それまで労働保険の積立は消滅し、社会保険は個別企業が管理することになった。総工会が活動を正式に再開するのは、文革終結後の 1978 年 4 月であった（伊藤[1998:160-161]）。

以上のような背景から、労働組合の組織率が高まったのは、計画経済期よりも改革・開放期以降であった。1979 年には労働組合数は 32 万 9000 単組、組合員は 5147 万人だったものが、1992 年には 61 万 7000 単組と組合員 1 億 322 万人に増大した。しかし 1990 年代後半から(1)公有制企業の人員整理が本格化したこと、(2)組織率の低い非公有セクターが増大したこと、(3)若年の加入率が下がったことから、単組の数も組合員数も減少し、1999 年には単組数が 51 万、組合員数は 8600 万人に落ち込んだ。この状況に対して全国総工会は地方組織を動員して、非公有制企業での組合活動の強化に乗り出した（『海外労働時報』2003 年 3 月）。

法律の面でも 2001 年に工会法が改訂され、労働組合に団体交渉権と労働協約締結権を付与することが確認された。この法律改正は非公有制企業の増大に対応するためのものでもあった。たとえば第 11 条で上級労働組織が企業の内部に入って組合活動を行う権利を保障し、これを妨げる行為を違法とした。これにより非公有制での労働組合の組織化が法的裏付けを得た。

次に労働組合と関連する法規としては、「集団契約規定」がある。1994 年に公布されたが、2004 年 5 月 1 日に女性と未成年に対する保護を盛り込んだ新しい「集団契約規定」が施行された。集団契約自体は労働法と工会法で定められており、被雇用者と雇用者は労働報酬、労働時間、休暇や休憩、労働にかかわる安全性、保険、福利厚生などの事項について、集団契約を締結することができる。その具体的な内容や手続き、代表者の保護に関する細則集団契約規定である。

また工会法第 34 条は三者協議を雇用者に義務づけるものである。これによれば、政府の労働行政部門は同レベルの労働組合と企業の代表と三者協議を行い、ともに労働関係の重大問題を解決すると定められている。中国の三者協議制度は ILO 条約を借用したもので、2001 年 8 月に労働社会保障部(中

中央政府）と中華全国総工会（中央労働組合）と中国企業連合会の三者により成立した。この中央レベルでの三者協議は、原則として4ヶ月に1回招集される。この時の開催場所は持ち回りか、あるいは別の場所となる。地方レベルの三者協議は、中央の方式に準拠することになっているが、各地方の実情に合わせて多少の差がある。ただし工会に関しては、雇用主が加入する権利をもっており、厳密には被雇用者だけの団体ではない。このため労働側の代表機関としての資格が疑問視される、という問題がある（張[2005:130-148]）。

第3節 雇用変化に対応した社会保障改革

1．雇用と年金改革

雇用の変化に大きく影響を受けている社会保障制度としては、失業保険年金改革と医療改革が挙げられる。一見すると雇用とは無関係に思えるが、これらの改革の根底にあったのは労働市場での供給過剰への対応であった。まさに雇用が社会保障改革を促した例といえる。すなわち年金については中高年には早期退職を認めて年金を失業対策の決め手としたのであるが、この時に市場親和的な個人積立方式の確定拠出型を提起したのが前出の国家体制改革委員会であった。彼らは世界銀行の提言を受けて、自己責任を基本とする個人口座を中心に据えていた。これに対して労働部（現：労働社会保障部）が主導になって設計したのが、社会的共通基金に重点を置く確定給付方式である。個人口座も併設するものの、国家体制改革委員会の構想よりも、年金を通じた再分配機能が高くなっている。

現在、国有企業改革は収束しつつあるが、今度は家族扶養の問題が労働供給に影響を与えるようになった。1979年から始まった一人っ子政策の影響で、少子高齢化のスピードは日本並みに加速している。65歳人口比が7%から14%に達するのに要する年数は、日本が1970～94年の24年間であったのに

対して、中国は推計で 2001～24 年の 23 年間で予測されている。また合計特殊出生率は、1991 年に人口置換水準の 2.1 を下回った。ただし農村と都市では数値に大きな開きがある。2000 年の都市部は 1.35 であるのに対して、農村部では 2.06 に上っている。現在、もっとも高齢化の進んでいる上海では、2000 年の時点で高齢化率はすでに 11.5%に達しており、男女の平均寿命は 78.14 歳で先進国なみである。2000 年人口センサスによれば、平均寿命は男性 69.63 歳、女性 73.33 歳で性差は 3.70 と小さい。これは 5 歳未満の女児の死亡率が男児よりも高い（中絶と医者につれていく優先順位の低さの）ためである（若林[2005: 4-8]）。

このような急激な少子高齢化は、従来の共稼ぎ家族による高齢者の扶養を難しくしている。都市部では子供との同居は少ない。中国全体でも単身の高齢者世帯と高齢者夫婦のみの世帯がほとんどである。

表3 上海の戸籍人口の 65 歳以上の世帯類型（2000 年）

（単位：％）

一人暮らし	22.3
高齢者夫婦のみ	23.0
高齢者のいる世帯	46.3
高齢化率	12.6

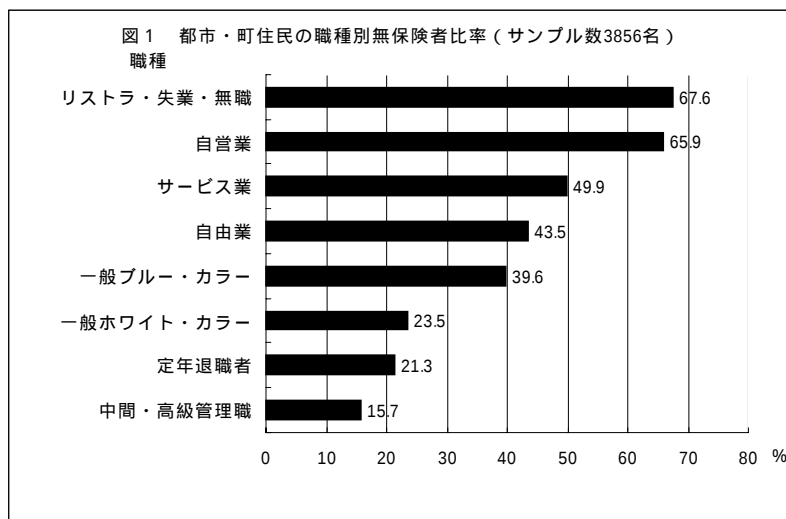
（出所）若林[2005:10]。

学歴の低い中高年女性は労働市場での競争力が弱いいため、結果として家族のケア労働に回るといった現象がみられるようになっている。また中国全体でみると、年金の給付をうけている人口も決して多くない。2004 年末の 60 歳以上の高齢者は 1 億 4300 万人である（国家人口和計画生育委員会[2006]）のに対し、養老年金の受給者は 4103 万人にすぎない（国家労働和社会保障部[2005]）。

2．雇用と医療制度改革

また医療制度改革については、近年その正否が公然と議論されるようになった。これは正規労働者が公的保険と商業保険で二重の保障を受けるのに対して、増大する非正規労働者（農村からの出稼ぎとリストラ労働者が多い）がいかなる医療保険からも排除され、インフォーマル化することが背景になっていた。

2004 年末に発表された「第 3 次国家衛生サービス調査主要結果」によれば、医療保険の加入率は、商業保険を含めても人口の 30.2%にすぎなかった。都市部でも 44.8%と半数を下回ったが、深刻なのは加入率 20.9%の農村である。ただし調査会社の零点が 2004 年 12 月に完了した 3856 名対象の調査では、医療保険の未加入比率は 2003 年から 2004 年にかけて都市部で 3.4 ポイント、農村でも 9 ポイント上昇しており、改善の傾向が見られる。しかし同時に加入者であっても保障の範囲が狭く、軽い疾病では保険が適用されない場合も留意する必要がある。



（出所）零点「医療保障」、零点指標データ[http://www.horizonkey.com/showart.asp?art_id=409&cat_id=6]より筆者作成。

2005年7月28日、国務院発展研究センター社会発展研究部の副部長である葛延風は世界保健機関（WHO）との共同研究の成果「中国の医療体制改革に対する評価と提案」を『中国青年報』で紹介し、経済成長を目的とした市場化の発想と方法が医療サービスの公平性と投入効率の低下を招いたと述べて、大きな衝撃を与えた。この研究チームは現行の医療保険の限界を指摘し、民間主体の医療の商業化も非営利のNPOも中国の現実から乖離しており、医療・衛生の向上のためには国の関与を高めるべきと主張している（国務院発展研究中心課題組[2005]）。

おわりに

社会主義国である中国では、労働と社会保障に関する制度は労使の対立を想定せずに設計されていた。改革・開放以降の市場経済の導入は、こうした前提を根底から覆すものであった。さらに「世界の工場」としての高度経済成長は、企業家という新しいアクターを生み出した。また雇用形態の多様化により、労働者間の待遇の格差が賃金面だけでなく社会保障面でも拡大した。このため低所得層では社会的排除の可能性がみられる。こうした雇用形態の多元化に合った社会保障制度の構築が急がれる。

〔参考文献〕

日本語文献

伊藤正一[1998]『現代中国の労働市場』有斐閣。

稲垣博史[2005]「華南を中心とする中国の労働力不足問題～事態はいつそう深刻化するか～」『みずほ総研論集』3号。

[<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/argument/mron0503-2.pdf>]

- 上原一慶[2000]「国有企業改革と労働者」(中兼和津次編『現代中国の構造変動：経済 - 構造変動と市場化』東京大学出版会) pp.227-255。
- 木崎翠[1995]『現代中国の国有企業改革：内部構造からの試練』アジア政経学会。
- 大島一二[2001]『中国進出日系企業の出稼ぎ労働者：実態調査にみるその意識と行動』芦書房。
- 巖善平[2005]『中国の人口移動と民工：マクロ・ミクロ・データに基づく計量分析』勁草書房。
- 佐藤宏[2003]『所得格差と貧困』(現代中国シリーズ7)名古屋大学出版会。
- 沢田ゆかり[2000]「地方政府と年金制度改革」(天児慧編『現代中国の構造変動4：政治 - 中央と地方の構図』東京大学出版会) pp.167-216。
- 田多英範[2004]『現代中国の社会保障制度』流通経済大学。
- 張紀濤[2001]『現代中国社会保障論』創成社。
- 馬成三[2000]『中国進出企業の労働問題：日米欧企業の比較による検証』日本貿易振興会。
- 丸川知雄[1999]『市場発生のダイナミクス 移行期の中国経済』(アジアを見る眼 98) アジア経済研究所。
- [2000]「失業問題の現状と展望」(中兼和津次編『現代中国の構造変動2：経済 - 構造変動と市場化』東京大学出版会) pp.257-285。
- [2002]『労働市場の地殻変動』(現代中国经济シリーズ3)名古屋大学出版会。
- 労働政策研究・研修機構[2003]「全国総工会、組織率が大幅回復」、3月。
[http://www.jil.go.jp/kaigaitopic/2003_03/chinaP01.html、アクセス日2006年1月30日]
- [2004]「中国『労働法』公布から10年間の成果と課題」、10月。
[http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004_10/china_01.htm、アクセス日2006年1月30日]
- 山本恒人[2000]『現代中国の労働経済(1949～2000)：「合理的低賃金制度」

から現代労働市場へ』創土社。
若林敬子[2005]『中国の人口高齢化問題』(『海外事情』2005年9月号)pp.2-15。

中国語文献

- 国家労働和社会保障部 [2004a]『集团合同規定』(中華人民共和国労働和社会保障部令第22号) 1月20日公布。
[<http://www.molss.gov.cn/news/2004/0205b.htm>、アクセス日 2006年1月31日]
- [2004b]『最低工資規定』(中華人民共和国労働和社会保障部令第21号) 1月20日公布。[<http://www.molss.gov.cn/news/2004/0205b.htm>、アクセス日 2006年1月31日]
- [2005]『2004年労働和社会保障事業發展統計公報』
[http://www.molss.gov.cn/column/index_p5.htm、アクセス日 2006年2月27日]
- 国家労働和社会保障部課題組[2004]『關於民工短缺的調查報告』。
[<http://www.molss.gov.cn/news/2004/0908a.htm>、アクセス日 2006年1月31日]
- 国家人口和計画生育委員会[2006]『面对人口老齡化挑戰：中国是世界老年人口最多国家』
[http://www.chinapop.gov.cn/rkxx/ztbd/t20060224_56245.htm アクセス日 2006年2月27日]
- 国家統計局人口和社会科技統計司、労働和社会保障部規画財務司(編)[2004]『中国労働統計年鑑』北京、中国統計出版社。
- 国家衛生部「第3次国家衛生服務調查主要結果」2004年12月3日。
- 國務院發展研究中心課題組[2005]『对中国医療衛生体制改革的評價与建議(概要与重点)』(新華網、「國務院研究機構对中国医療改革的評價与建議」)。
[<http://news.sina.comocn/c/2005-07-29/11026560552s.shtml>、アクセス日 2006年1月20日]

- 莫荣（編）[2003]『就業藍皮書：2002年：中国就業報告——經濟体制改革和結構調整中的就業問題』北京、中国労働社会保障出版社。
- （編）[2004]『就業藍皮書：2003-2004年：中国就業報告——中国積極就業政策的實踐』北京、中国労働社会保障出版社。
- 李軍峰[2005]『中国非正規就業研究』鄭州、河南人民出版社。
- 楊宜勇[1997]『失業衝擊波』北京、今日中国出版社。
- 楊宜勇、辛小柏[1999]「下崗職工基本生活保障和再就業的調查」（汝信、陸学芸、单天倫 編『1999中国社会形勢分析与予測』北京、中国社会科学出版社）。
- 游鈞（編）[2005]『就業藍皮書：2003-2004年：中国就業報告——統籌城鄉就業』北京、中国労働社会保障出版社。
- 張彥寧、陳蘭通（編）[2005]『中国企業労働關係狀況報告（2005）』北京、企業管理出版社。
- 中華全国總工會研究室（編）[2002]『中国工会統計年鑑 2001』北京、中国統計出版社。
- 李淑国[2005]「北京上海深圳西安福建等地分別調高最低賃金標準」（中新網、2005年7月1日）。
- [<http://www.chinanews.com.cn/news/2005/2005-07-01/26/593723.shtml#>、アクセス日 2006年2月5日]
- 張彥寧、陳蘭通（編）[2005]『中国企業労働關係狀況報告 2005』企業管理出版社。
- 鐘藍[2002]「分析三：社会保障健全 老者延年益寿」『中国信息報道』6月26日（中国国家統計局）。
- [http://www.stats.gov.cn/tjfx/ztfx/zgsnrjzs/t20020628_23975.htm、アクセス日 2006年2月3日]
- 周芳[2004]「『最低工資規定』重点积疑」3月3日（金羊網 [http://www.ycwb.com/gb/content/2004-03/03/content_650756.htm、アクセス日 2006年2月5日]）。